

# 經濟論叢

第128卷 第5・6号

---

比較地方財政論よりみたイギリス型……………池上 惇	1
マルゼルの蔵書売立目録について……………木崎 喜代治	16
19世紀末イギリス鉄鋼業関係者の 「大不況」対策……………山田 昭夫	33
国有石油産業とメキシコ資本主義発展……………草野 昭一	55
株主全員一致の理論の再検討……………小島 専孝	77

経済学会記事

經濟論叢 第127卷・第128卷 総目録

---

昭和56年11・12月

京都大學經濟學會

# I フランス電力における資本供与金制度

——フランス公企業の経営・会計的解析——

京都大学大学院学生 藤井秀樹

## (報告要旨)

フランス経済は、これまで「混合経済」の代表的事例として、わが国では紹介されてきた。しかし、個々の公企業の経営実態、特にそこに生起した具体的諸問題となると、それらは意外に知られていない。

本報告は、この研究上の空白部分を埋めてゆく作業の一環として、代表的フランス公企業の一つとされるフランス電力(以下「EDF」)を対象事例とし、その経営の軌跡を資本供与金制度 *Dotation en capital* の成立・展開の過程から解析しようとするものである。

章 理

資本供与金制度は、国家資金による EDF の資本増加制度である。

資本供与金制度の意義は、当該制度の設立(1956年)によって、EDF が初めて資本増加による経営資金の調達可能性を得たという点にある。EDF は商工業的公施設なる特殊法人形態をとるため、それまで資本増加の制度を備えていなかったのである。

経済計画と物価統制は、戦後経済復興の政策的基軸であった。その際、公企業は有力な政策手段をなした。しかし、生産力倍増と料金(価格)抑制という二重の政策的要請は、必然的に公企業の経営・財務を著しく圧迫するに至る。EDF は失速経営に陥った公企業の典型例であった。ここに、EDF において資本供与金制度が成立する現実的背景があったのである(拙稿、本誌第128巻第3・4号参照)。

資本供与金制度の現実過程での役割は、ドゴール政権の登場以降、一段と強化された経済の国家主導体制のもとで、それが国家資金動員の制度的一手段として頻りに活用されていったことの内に現われる。特に65—68年には、同時期の EDF 投資総額の22%にも相当する資本供与金が交付され、これにより、EDF はその経営危機を一応克服することになる。それは、EEC との結合の深まりが進行する過程で、アメリカ資本に対抗しつつ、共同市場内部で主導的地位を確保せんとするドゴール経済政策(私的資本を側面援助するエネルギー・社会資本装備の強化)の一環でもあった。

しかし、予算規模の増大(59—67年に倍増)が社会問題となる中で、資本供与金による EDF の経営再建方式に批判と反省が生まれ、経営の自主化、収益力強化を柱とする公企業改革が政策日程にのぼる。「ノラ報告」の公表(67年)ならびにその提案の具体化である計画達成契約の導入(71年)がそれである。

生産性向上が主目標として掲げられる一方、依然それまで基調として維持されてきた料金抑制政策は漸次緩和され、特に、69年以降は大幅な電気料金値上げが、毎年、連続実施される。またそれと並行して、資本供与金の交付額は年々減少し、73年(石油危機直前)には交付が打ち切られるまでに至る。それは、ネオ・リベラリズムを標榜するポンピドゥー政権(69年成立)の経済運営とも照応する。

その成立から実際の運用過程におけるまで、EDF の資本供与金制度は国家の公企業政策を一身に体现する制度であり続けたと言ってよい。それは、「混合経済」の水面下における一つの、しかし象徴的な現実過程を形成してきたのである。

財政再建と関連して、国家と国民経済とのかかわり方が、わが国を含む資本主義各国で問題とされている今日、「公企業の国」(B. シュノ)と言われるフランスの実験は、我々にとって一段と示唆に富む考察素材となっていると言えよう。